

「高額介護サービス費」の負担上限額が変わります

介護サービスを利用したとき利用者が支払う自己負担額には、月の上限額を設けています。上限額を超えた分は、申請後に市が払い戻しをしていますが、8月1日から下表のとおり一部の上限額が引き上げられます。

介護サービスを長期利用している人に配

慮し、同じ世帯全ての65歳以上の人の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12カ月)の上限を設け、年間の負担額は増えないようにします(3年間の時限措置)。

既に申請している人は、再度申請する必要はありません。

対象	負担の上限(月額)	
	平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている人	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) ※同じ世帯全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に、年間上限額(446,400円)を設定。
世帯の全員が市民税を課税されていない人	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護を受給している人など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

岡本庁・高齢者支援課

介護保険

施設入所(入院)者の食費・居住費減額の申請を!

要介護・要支援認定を受け介護保険施設に入所(入院)している人や短期入所している人で、下記の要件を全て満たしている場合、食費・居住費が減額されます。

◆負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階(住民税非課税世帯)	食費	居住費			
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階 高齢福祉年金受給者 生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階 本人の合計所得額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額が年額80万円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階 利用者負担段階が第1・2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※従来型個室の()は、介護老人福祉施設と短期入所を利用した場合の額。

グループホーム利用者の食材料費・家賃など負担軽減の申請を!

助成対象となる介護保険グループホームの利用者で、下記の要件を全て満たしている場合、食材料費や家賃などの負担軽減が受けられます。

◆負担軽減額(1日当たり)

	区分	家賃などの軽減額	食材料費の軽減額
第1段階	本人の合計所得額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額が年額80万円以下の人	各事業所の家賃などから26,000円を控除した額(上限額14,000円)	各事業所の食材料費から26,000円を控除した額(上限額4,000円)
第2段階	本人の合計所得額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額が年額80万円を超える人	各事業所の家賃などから26,000円を控除した額(上限額7,000円)	各事業所の食材料費から26,000円を控除した額(上限額2,000円)

申請要件

- ①世帯全員が住民税非課税者であること
 - ②預貯金(現金・有価証券を含む)が、配偶者がいる場合は2,000万円以下、配偶者がいない場合は1,000万円以下であること
- ※配偶者とは、住民票上の世帯が別になっている配偶者や婚姻届を出していない事実婚も含む。
- ※すでに、負担に関する認定を受けている人は、7月31日㊟で有効期限が切れますので、8月1日㊠から同31日㊡までに更新の手続きをしてください。

申請に必要なもの

- 申請者と配偶者の印かん
- 預貯金などの金額が確認できるもの(通帳など)の写し
- 前年に受給した非課税年金(遺族年金・障害年金)の種別の分かる書類(通知書など)
- 更新者は古い認定証(施設入所[入院]者は桃色。グループホーム利用者はオレンジ色)
- マイナンバーが確認できるもの(通知カードや個人番号カードなど)

岡本庁・高齢者支援課

「臨時福祉給付金」の申請はお済みですか?

間もなく締め切りです! **申請期限 8月31日(木)** (当日消印有効)

まだ2,664人分の申請書が届いていません (7月14日現在)

支給額 1人につき1万5千円

4月中旬に申請書を送付しています。まだ申請が済んでいない人は、申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で送付または本庁・各支所に提出してください。

支給対象 平成28年1月1日現在で本市に住民票があり、平成28年度分の市・県民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市・県民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者などは対象外です。

岡本庁・健康福祉政策課/各支所

